3　前項第七号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 ［一～三　略］ 4　［略］	3　前項第六号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付す必要がある事項又は計算関係書類の内容のうち強調する必要がある事項とする。 ［一～三　同上］ 4　［同上］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

（施行期日）

第一条　この命令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この命令による改正後の労働金庫法施行規則第二十七条第二項及び第三項の規定は、令和四年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告について適用し、同日前に終了する事業年度に係る計算関係書類についての会計監査報告については、なお従前の例による。

省　令

○経済産業省令第十号

特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第三十六条第六項第四号及び実用新案法（昭和三十四年法律第百二十三号）第五条第六項第四号の規定に基づき、特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和四年二月二十五日

経済産業大臣　萩生田光一

特許法施行規則及び実用新案法施行規則の一部を改正する省令

（特許法施行規則の一部改正）

第一条　特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（特許請求の範囲の記載） **第二十四条の三**　［略］ 一～四　［略］ 五　他の二以上の請求項の記載を択一的に引用して請求項を記載するときは、引用する請求項は、他の二以上の請求項の記載を択一的に引用してはならない。	（特許請求の範囲の記載） **第二十四条の三**　［略］ 一～四　［略］ ［新設］
備考　表中の［　］は注記である。	

（実用新案法施行規則の一部改正）

第二条　実用新案法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（実用新案登録請求の範囲の記載） **第四条**　［略］ 一～四　［略］	（実用新案登録請求の範囲の記載） **第四条**　［略］ 一～四　［略］